

# 広島市消費生活センターだより

## 身に覚えのない商品の 送り付けトラブルに注意!



### 事例

自宅に突然、荷物が送られてきた。自分は注文した覚えがなく、家族が注文した物だと思って受け取ったが、家族の誰も注文していなかった。箱の中には、聞いたことのないメーカーのサプリメントと高額な請求書が入っていた。

### アドバイス

- 令和3年7月より、契約や注文をしていない商品が一方向的に送り付けられた場合、受け取った商品は直ちに処分できるようになりました。代金を請求されても、支払う必要はありません。
- 身に覚えのない荷物が届いた場合は、身近な人が頼んだ物かどうか確認しましょう。特に、代金引換配送に身に覚えがなければ、代金を支払わず、送り主の情報を控えて、配送業者に一度持ち帰ってもらいましょう。
- 御中元や御歳暮の時期は、知人等からの贈答品の配送が多くなります。贈答品に紛れて送り付けられる荷物に注意しましょう。

**困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。**

広島市消費生活センター  
☎082-225-3300

相談無料  
秘密厳守  
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))